

## 千葉県訪問歯科診療事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅要介護者に対して歯科医療サービスを提供し、心身の健康の保持増進を図るため、訪問歯科診療事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 予診 歯科医師による歯科診療の要否についての診断(保健指導を含む。)をいう。
- (2) 訪問歯科診療 対象者の居宅へ歯科医師が訪問して行う歯科診療をいう。
- (3) 在宅要介護者 居宅において継続して臥床するもの等で40歳以上の者をいう。

### (事業の実施方法)

第3条 事業は、千葉県（以下「市」という。）が実施し、市は、その運営を公益財団法人千葉県保健医療事業団（以下「事業団」という。）に委託するものとする。

2 事業団は、事業のうち、予診及び訪問歯科診療を一般社団法人千葉県歯科医師会（以下「市歯科医師会」という。）へ委託するものとする。

### (対象者)

第4条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する在宅要介護者で、歯科診療が必要であるにもかかわらず、歯科医療機関に通院することが困難な者とする。

### (事業の実施)

第5条 訪問歯科診療を受けようとする者又はその介護をする者は、訪問歯科診療申込書（以下「申込書」という。）及び問診票に必要事項を記載し、これらを事業団へ提出して申請しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により申込書及び問診票の提供を受けた場合において、訪問歯科診療を受けようとする者が対象者であることを確認したときは、受付簿に必要事項を記載するとともに、速やかに訪問歯科診療の実施に

必要な情報を収集し、訪問歯科診療（予診）依頼書（以下「依頼書」という。）に対象者に係る問診票及び関係書類を添えて、市歯科医師会へ送付するものとする。

3 市歯科医師会は、事業団と連携を図り、予診日を決定し対象者の居宅において予診を行うものとする。

4 市歯科医師会は、予診の結果、訪問歯科診療が必要かつ可能と認められた場合は、訪問歯科診療に協力する歯科医（以下「訪問歯科診療協力医」という。）に訪問歯科診療を要請するものとする。

5 訪問歯科診療の日時等その実施に必要な事項については、訪問歯科診療協力医と対象者及びその介護をする者との間で調整し、決定するものとする。

6 予診を行った歯科医師は、歯科診療が必要であるにもかかわらず、訪問歯科診療が困難であると認められる者については、適切な医療機関を紹介するように努めるものとする。

（予診歯科医の選定）

第6条 市歯科医師会は、市の各行政区毎にあらかじめ、予診を行う歯科医師を選定しておくものとする。

（報告）

第7条 市歯科医師会は、毎月の予診及び訪問歯科診療の実施状況について、報告書を作成し、速やかに事業団に報告するものとする。

2 事業団は、毎月の予診及び訪問歯科診療の実施状況を訪問歯科診療事業予診（月分）実施報告書（様式第1号）又は訪問歯科診療事業診療終了報告書（様式第2号）により、速やかに市に報告するものとする。

（機器の整備）

第8条 事業の実施に必要な医療機器（歯科用ポータブル診療ユニット、生体情報モニタ及び自動血圧計をいう。以下同じ。）は、市がこれを購入し、事業団に無償で貸与するものとする。

2 事業団は、前項の医療機器を事業の実施に必要な範囲において、市歯科医師会及び訪問歯科診療協力医に無償で貸出しを行うものとする。

（申込書及び受付簿等の整備）

第9条 事業団は、申込書、問診票、受付簿、依頼書その他事業のうち市の委託に係る事業の実施に必要な書類を作成し、整備するものとする。

(医事紛争の処理)

第10条 事業の実施に関し医事紛争が生じたときは、市、市歯科医師会、事業団及び訪問歯科診療協力医は、協議の上、誠意をもって解決を図るための適切な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第11条 この要綱に基づき事業に従事した者は、業務上知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市、市歯科医師会及び事業団が協議の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号

訪問歯科診療事業予診（ 月分）実施報告書

年 月 日

（あて先）千 葉 市 長

公益財団法人 千葉市保健医療事業団 理事長

千葉市訪問歯科診療事業実施要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき次のとおり報告します。

No.

受付番号					
受診者	氏 名				
	性 別				
	年 齢				
	住 所				
受診理由					
申込日					
予診日					
予診結果					
受付番号					
受診者	氏 名				
	性 別				
	年 齢				
	住 所				
受診理由					
申込日					
予診日					
予診結果					

様式第2号

訪問歯科診療事業診療終了報告書

年 月 日

(あて先) 千葉県長

公益財団法人 千葉県保健医療事業団 理事長

千葉県訪問歯科診療事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき次のとおり報告します。

No.

受付番号						
受診者	氏名					
	性別					
	年齢					
	住所					
受診理由						
診療開始日						
診療終了日						
往診回数						
診療内容						
備考						